

意見書案第 22 号

J R 湖西線の天候不順による運転見合せへの対策強化及び移動等円滑化のさらなる促進を求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出します。

令和 6 年 9 月 26 日

大津市議会議長

幸 光 正 嗣 様

提 出 者 八 田 憲 児
竹 内 照 夫
草 川 肇
佐 藤 弘
杉 浦 智 子
森 川 えりな
青 山 三四郎
伴 孝 昭

J R湖西線の天候不順による運転見合せへの対策強化及び移動等円滑化のさらなる促進を求める意見書

J R湖西線は、北陸と京阪神を最短距離で結ぶ幹線ルートであり、日々多くの市民が、通勤・通学等で利用する貴重な公共交通機関である。

しかしながら、これまでからJ R湖西線は他路線と比較し、強風や大雪などの天候不順による運転見合せが頻発し、市民生活に大きな影響を及ぼしている。このことは、本市のみならず、高島市や長浜市も同様であり、加えて北陸新幹線敦賀駅延伸により、北陸から京阪神へ向かう乗客にも影響を及ぼすなど、県域を越えた大きな課題となっている。このような状況は、沿線住民の通勤・通学をはじめとする日常生活や地域の観光振興、地域づくり、ひいては地方創生の取組にも影響する深刻な問題である。

また、全駅が高架に設置されているにもかかわらず、蓬萊駅・志賀駅・近江舞子駅・北小松駅にはエレベーターが設置されておらず、利用の大きな妨げとなっている。

については、J R湖西線を取り巻くこれらの現状を十分に把握し、下記の対策を講じられるよう強く求めるものである。

記

- 1 運転見合せ頻度削減のための対策強化、運転見合せ時の代替手段の確保など課題解決に向けた取組を、事業者とも連携し、一層推進すること。
- 2 移動等円滑化の促進に関する基本方針において、利用者数にかかわらず高架等の高所に設置された鉄軌道駅を優先的なバリアフリー整備対象へ追加すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年9月26日

大津市議会議長 幸 光 正 嗣

内閣総理大臣

国土交通大臣
衆議院議長
参議院議長
滋賀県知事

あて